

資料3-1

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点
に関する作業部会
(第10期-第9回)R2.11.25~12.2

期末評価要項の主な変更点（平成30年度実施の中間評価からの変更点）

これまでの作業部会における審議内容や、拠点認定規程（告示）の改正（資料2参照）を踏まえた、期末評価要項における主な変更点（主に平成30年度に実施した中間評価との比較）は次のとおり。

「全般」

- 国際共同利用・共同研究拠点の期末評価については、各専門委員会ではなく、作業部会において実施すること。

「4. 評価区分」について

- A-（マイナス）区分を新設すること。
- 評価の対象となる拠点数の少ない専門委員会等における評価に当たっては、S・A・A-、B及びCの評価区分の割合は、「特に目安として弾力的に運用する」ことを明確にすること。

「5. 評価方法」について

- 新型コロナウイルス感染症の影響による共同利用・共同研究活動の中止等について、評価に当たって考慮することとしたこと（調書において関連記入欄を新設）。
- 期末評価調書と併せて認定申請書を作成することとし、実績と併せて、第4期における拠点の体制や構想等をより具体的に確認することとしたこと。
- 第4期に向けた認定期間の更新に向けて、拠点を置く大学の機能強化への貢献を含む拠点としての今後の方向性を具体的に確認することとしていることから、ヒアリング評価において、想定される拠点側説明者について、拠点代表者に加えて、拠点を置く大学の「研究担当理事等」を加えたこと。

「6. 評価の観点」について

- これまでの作業部会における審議内容の反映とともに、拠点認定規程（告示）の改正を踏まえて更新。
【審議内容を反映した新たな観定の例】
 - ・ 拠点ネットワークを構成する研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないか。
 - ・ ネットワーク型拠点について、例えば、参加窓口のワンストップ化や広く関連コミュニティから参加しやすいような情報提供等が行われているか。
 - ・ 例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組が行われているか。
 - ・ ネットワーク型拠点について、例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているなど、拠点ネットワーク全体として機能を発揮できる構成となっているか。
 - ・ 研究活動の不正行為等コンプライアンスへの対応及び体制整備等が図られているか。 など
- 連携ネットワーク型拠点に係る評価に当たって、連携施設による主体的な活動状況等を併せて考慮する旨を明確にすること。

「7. その他」について

- 評価委員及び各分野の専門家（評価意見書作成者）の氏名等は、評価終了後、一般に公開すること。
- 評価委員に対して、評価に関して不公正な働きかけがあった場合は、評価委員は速やかに文部科学省に報告を行うこと。

「評価意見書様式」について

- より公平な評価意見を参考とし評価を充実させる観点から、拠点の「長所」及び「課題」とその理由をそれぞれ記載する欄を新設すること。